



れ い わ が ん ね ん が つ に ち
令和元年12月25日

まつどししゅわげんごじょうれい しこう 松戸市手話言語条例が施行されました

まつどし しゅわ ひろ すべ しみん しゅわ はか
 松戸市は、手話が広がり、全ての市民が手話でコミュニケーションを図り
 あんしん く きょうせいしゃかい めざ
 安心して暮らせる「共生社会」を目指します。

しゅわ 手話とは

しゅわ おんせいげんご こと しゅし うご ひょうじょう
 手話は、音声言語とは異なり、手指の動きや表情など
 つか もの なまえ こと じぶん いし
 を使って、物の名前やさまざまな事柄、自分の意思を
 しかくてき ひょうげん げんご
 視覚的に表現する言語です。
 ろう者(耳が聞こえない人)が、他者とコミュニケーション
 をとり、情報・知識を得るために使用する大切に育
 ってきたものです。

みみ き 耳が聞こえないと

- がいけん 聞こえ へんじ
 外見ではわかりにくいので、声をかけられても返事が
 できず、無視したと誤解される。
- ほうそう けいほう し き むずか
 放送や警報などの知らせに気づくことが難しい。
- くるま じてんしゃ ちか き
 車や自転車などが近づいても気づきにくい。
- しゅうだん かいわ こりつ
 集団での会話から孤立してしまうことがある。

まつどししゅわげんごじょうれい もくてき きほんりねん 松戸市手話言語条例の目的と基本理念

もくてき 目的

じょうれい しゅわ げんご にんしき もと
 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、
 しゅわ かん きほんりねん さだ し せきむおよ しみんとう
 手話に関する基本理念を定め、市の責務及び市民等
 しない きょじゅう また たいざい ものおよ しない かつどう きょてん
 (市内に居住し、又は滞在する者及び市内に活動の拠点
 おもの いかおな やくわり あき
 を置く者をいう。以下同じ。)の役割を明らかにすると
 ともに、手話の普及及び手話への理解の促進(以下
 しゅわ ふきゅうとう はか しゅわ かん
 「手話の普及等」という。)を図るための手話に関する
 しさく そうごうてき すいしん しょうがい ひと
 施策を総合的に推進することにより、障害のある人も
 ひと ともく そんちよう あ きょうせいしゃかい
 ない人も共に暮らし、尊重し合うことができる共生社会
 じつげん めざ もくてき
 の実現を目指すことを目的とする。

きほんりねん 基本理念

しゅわ ふきゅうとう しゅわ どくじ ぶんぼうたいけい も しかくてき
 手話の普及等は、手話が独自の文法体系を持つ視覚的に
 ひょうげん げんご にんしき しみんとう しゅわ
 表現する言語であるとの認識のもと、市民等が手話により
 コミュニケーションを図る権利を有しており、その権利を
 そんちよう きほんりねん おこな
 尊重することを基本理念として、行われなければならない。

しみんとう おも しさく 市民等への主な施策

- ① がっこうとう
学校等における
手話の普及等
- ② いうきかん
医療機関への
啓発
- ③ きんきゅうじおよ
緊急時及び
さいがいじ たいおう
災害時の対応

みなさんも手話を使ってみませんか?

おはようございます

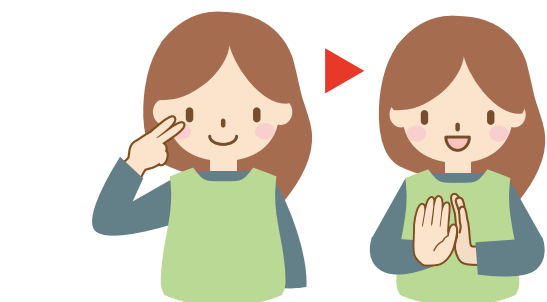
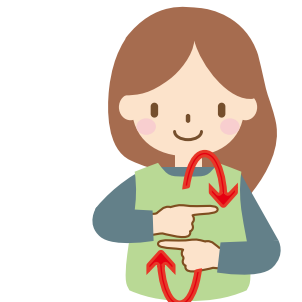
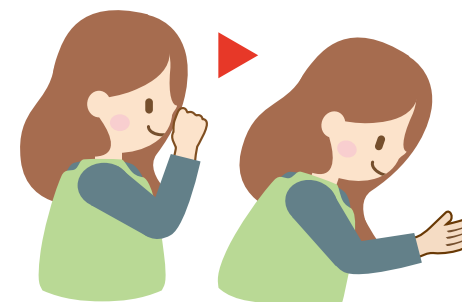
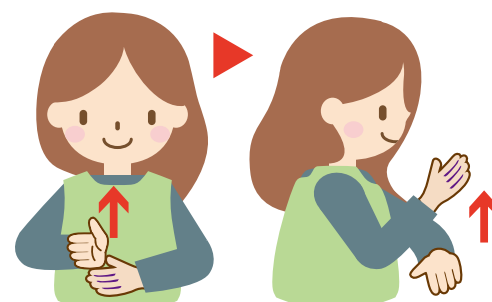
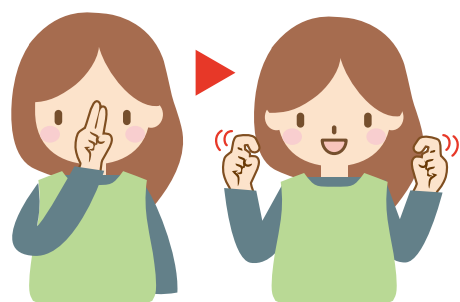
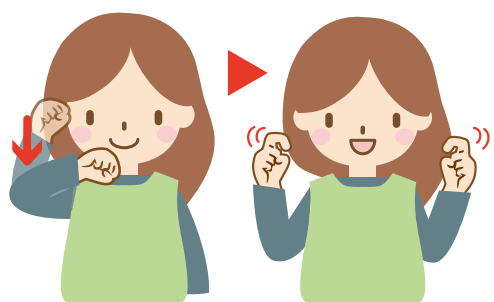
こんにちは

ありがとう

よろしくお願いします

手話

まつど



みぎて
右手でこぶしを作り、こめかみの
あたりにあててから、下ろします。

みぎて ひとさ ゆび なかゆび たて
右手の人差し指と中指を立て、
人差し指側をひたいにあてます。

みぎて て こゆびがわたした
右手の手のひらの小指側を下にして
垂直に上げます。

はな まえ お
鼻の前に置いたこぶしを少し前
に出して(良い)、そのこぶしを開き
ながら頭を下げます(お願い)。

りょうてひとさ ゆび む
両手人差し指を向かい
合わせ、交互に前へ
クルクル回します。

みぎて ひとさ ゆび なかゆび ほほ
右手の人差し指と中指を頬にあて(松)、
右手の手のひらを相手に向け戸が閉
まるように左手につけます(声)。